

平成27年度知の集積による产学連携推進事業のうち攻めの農林水産業  
を支える知の集積調査推進事業（「知」の集積と活用の場の試行・実証）  
応募要領

平成27年9月

農林水産省農林水産技術会議事務局  
研究推進課产学連携室

# 平成27年度知の集積による产学連携推進事業のうち攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業（「知」の集積と活用の場の試行・実証）

## 応募要領

### 第1 事業名

平成27年度知の集積による产学連携推進事業のうち攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業（「知」の集積と活用の場の試行・実証）

### 第2 事業目的

#### 1 目的

農林水産・食品産業の成長産業化を図るためには、農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、両分野の知識・技術、アイデアを集積させ、革新的な研究成果を生み出し、これらをスピード感をもって事業化・商品化に導くことが重要である。

このような、革新的な研究開発を行うため、「知」が集積する产学連携の新たな仕組み（「知」の集積と活用の場）づくりが必要である。

このため、本事業は、「知」の集積と活用の場の試行・実証を行うことを目的とする。

### 2 事業の概要

#### (1) 内容

##### ① セミナー及びワークショップの開催等

###### ア セミナーの開催等

「知」の集積と活用の場の産学官連携協議会（仮称）（以下、協議会という。）への参加者及び参加が見込まれる者（以下、参加者等という。）のニーズ・シーズを把握するとともに、100人以上の規模のファシリテーターによるセミナーを開催し、研究開発プラットフォームの構築に繋がるテーマを2テーマ以上選定する。

また、セミナーの開催等を通じてファシリテーターによるファシリテーター候補の研修を行うものとする。

###### イ ワークショップの開催等

アで選定したテーマについて、テーマ毎にファシリテーターによるワークショップを2回程度開催し、研究開発プラットフォームを構築する。

また、地域の产学連携の取組みについて調査を行い、テーマを3テーマ以上選定し、テーマ毎にワークショップを開催する等し、产学連携の取組みの事例調査を行い、調査結果について報告会を開催する。

なお、ワークショップの開催地は、原則として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国及び九州・沖縄のうち4地域以上とする。

また、ワークショップの参加者、テーマ、開催地等については、委託者と協議して決めるものとする。

##### ② 協議会の運営等に関する調査

①により、協議会の運営及び研究開発プラットフォームを構築する際の課題について調査し、その結果を分析し報告するものとする。単なる事例の報告ではなく、優れた事例について、何が優れているのかについて分析し報告する。

③ ホームページの作成

「知」の集積と活用の場の活動を周知するためホームページを作成する。ホームページには「知」の集積と活用の場の概要、セミナー及びワークショップの開催案内並びに活動状況等を隨時掲載するものとする。

なお、掲載期間は3箇月以上とする。

④ その他

「知」の集積と活用の場の試行・実証のため1～3に附帯する業務を実施する。

(2) 留意事項

事業の実施に当たっては、以下に留意すること。

① 最大限の効果が得られるように事業予算の配分を工夫すること。

② 「知」の集積と集積の場における検討会の検討を踏まえること。

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/knowledge/knowledge/index.htm>

③ 研究開発プラットフォームの構築の試行・実証に当たっては、セミナー等を開催するテーマ、地域の特性及び各種規制等に関する情報を調査し、これらを考慮した事業内容とすること。

④ 本事業の進捗状況について、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室担当職員（以下「担当職員」という。）に隨時報告し、その指示を受けること。

(3) その他

① 提案に際しては、以下の事項について留意すること。

(ア) 提案書には、スケジュール、充当する人員、内容等を詳細に明記すること。

(イ) 最大限の事業効果が得られるように、事業予算の配分を工夫すること。

② 契約締結後、受託者は、速やかに実施スケジュール及び実施体制を担当職員に提出すること。

③ 受託者は、定期的に進捗状況の報告を行うほか、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。

④ 事業の目的を達成するために、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき又は事業の内容を変更する必要が生じたときは、農林水産省と受託者が協議を行うものとし、受託者は農林水産省の希望に対し可能な限り柔軟な対応をすること。

⑤ 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。

⑥ 受託者は本事業の実施に当たり再委託を行う場合は、事前に農林水産省と協議を行い、承認を得ない限り再委託を行ってはならない。

⑦ 受託者は、成果物に関する一切の著作権に関する権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないこと。

⑧ 受託者は、農林水産省が成果物を契約期間を通じて本事業により活用する場合及び同期間に農林水産省が認めた上で二次利用する場合に、肖像権等による新たな費用が発生しないよう措置すること。

⑨ 再委託先及び再委託金額については、契約書に添付する事業計画書へ記載すること。一括再委託及び総合的企画業務管理、手法の決定業務の再委託は禁止する。なお、委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託金額が100万円以下である場合には、

軽微な再委託に当たることから、再委託先及び再委託金額を記載する必要はない。

- ⑩ 広報物等において、農林水産省の名称を用いる場合には、農林水産省が別途提供する「ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン」の規定を遵守すること。

### 第3 予算限度額

24,511,000円（消費税及び地方消費税込み）以内

### 第4 応募資格

次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- (3) 以下の全省庁統一資格を有している者

平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者。

なお、競争参加資格のない者は、「第7-2 提出期限」までに競争参加資格を登録することとする。

〔競争参加資格登録についての問合せ先  
農林水産省大臣官房経理課調達班  
電話03-3591-6753（ダイヤルイン）〕

- (4) 農林水産省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領（平成15年8月29日付け15経第762号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

### 第5 契約期間

契約期間は委託契約締結の日から平成28年3月18日（金）までとする。

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

### 第6 応募に係る説明会の開催

- 1 開催日時：平成27年10月14日（水）11:00～12:00
- 2 開催場所：農林水産省本省本館6階 農林水産技術会議事務局会議室（ドアNo.別609）
- 3 説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」（別紙様式第1号）を平成27年10月13日（火）17:00までに第19の「応募・照会窓口」へ提出すること（FAX可）。
- 4 説明会への出席の有無は、第4の応募資格とはしない。

### 第7 参加表明書及び提出書類に関する事項

#### 1 参加表明書及び提出書類の作成

参加表明書を、「企画競争参加表明書」（別紙様式第2号）により作成し、以下の（1）から（5）までの添付書類と併せて提出すること（郵送は可とするが期限ま

でに必着のこと。)。

(1) 企画提案書及びこれに付随する以下の書類

- ① 過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料（様式任意）
- ② その他参考となる資料

(2) 第4の(3)を証するものとして、総務省から通知のあった「資格審査結果通知書（全省統一資格）」の写し

(3) 業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）

(4) 民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

(5) 民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

2 提出期限

平成27年10月27日（火）17：00までとする。

3 提出部数

(1) 1の(1) 正1部、副6部

（※A4版（縦）用紙に両面印刷し、左2カ所をステープルしたものを1部とする。）

(2) 1の(2)から(5)まで各7部ずつ

4 提出先

第19の応募・照会窓口

5 作成・提出に当たっての注意事項

(1) 日本語で作成するものとする。

(2) 1応募者が提出できる企画提案は1提案までとする。

(3) 提出された参加表明書及び添付書類等は返却しない。

(4) 企画提案書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について企画提案書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとする。

(5) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

## 第8 応募する企画提案（企画提案書）の内容

1 事業実施体制

以下について、担当者数、人員配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等を明記すること。なお、再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業務の内容を明記すること。

(1) 事業の準備に関し、事業実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制

(2) 事業の準備から実施までの対応体制

2 事業を実施する上で必要となる応募者の知見・専門性・実績等

事業の目的（第2の1）を達成するために必要となる以下の専門知識を有している根拠を明記すること。

(1) 産学連携や研究・技術開発に関し専門的知識を有している根拠

(2) 国等の研究開発資金制度に関して専門的知識を有している根拠

3 企画提案を求める項目及び具体的提案

事業の目的（第2の1）を達成するため、本事業の概要を踏まえつつ、以下について具体的な企画提案を行うこと。

- (1) 第2の2の(1)の①におけるセミナー及びワークショップの開催予定場所及び開催内容
  - (2) 第2の2の(1)の②における調査方法、内容及びアウトプットのイメージ
  - (3) 第2の2の(1)の③における作成内容、掲載予定期間及びアウトプットのイメージ
- 4 事業の準備から実施及び報告書提出までのスケジュール
  - 5 積算内訳（別紙様式第4号）（再委託先の内訳を明記すること。）

#### 第9 応募要領の配布期間及び場所

- 1 配布期間平成27年9月30日（水）～同年10月26日（月）（土日祝日を除く。）
- 2 配布時間10：00～17：00
- 3 場所第19の応募・照会窓口  
なお、農林水産省ホームページから印刷することも可能です。

#### 第10 審査方法

- 1 提出された企画提案書について、「第11 審査基準及び審査項目」に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあっては、審査委員会が選定した者）を本委託事業の委託契約候補者として支出負担行為担当官農林水産省農林水産技術会議事務局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦するものとする。  
なお、契約候補者から契約候補辞退届（別紙様式第5号）の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。
- 2 審査については、非公開とする。
- 3 企画提案会を開催する場合には応募者に対して事前に通知する。

#### 第11 審査基準及び審査項目

企画提案書の審査に当たっては、事業目的（第2の1）の達成について判断するため、事業を確実にかつ効率的・効果的に実施できるか、また、留意事項は反映されているかを踏まえて、次の項目について採点を行う。

- 1 実施体制の適格性（①地域性（地域に拠点を有しているか）、②透明性（運営の公開性、透明性の高さ））
- 2 知見・専門性及び類似・関連事業の実績等（③専門性、④実績（主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。））
- 3 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性（⑤整合性、⑥具体性（現状の課題等を正確に把握し、事業目的、趣旨と合致した提案内容になっているか。））
- 4 実施方法の効率性（⑦計画性（事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか））
- 5 経費配分の適正性（⑧綿密性（事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか）、⑨費用対効果（最小の経費で最大の効果が見込まれるか））
- 6 期待される成果（⑩主体性及び実現性（主体的に具体的な目標を設定し、成果・効果を検証する仕組みになっているか））

#### 第12 審査結果の通知

審査結果については、提出期限後おおむね1週間以内に、参加者に対し、文書によ

り通知することとする。

#### 第13 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず、応募者が負担するものとする。

#### 第14 契約保証金の扱い

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

#### 第15 委託料の支払い方法

委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

#### 第16 報告書等の提出

受託者は、以下の1及び2を平成28年3月18日（金）までに担当職員に提出すること。また、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（正副2部）を書面及び電子媒体（CD-R）により支出負担行為担当官に提出すること。

##### 1 成果報告書

- (1) 概略版 100部／8頁程度
- (2) 委託者保存版 5部／50頁程度

2 成果報告書を収録した電磁的記録媒体（CD 又は DVD）1部

#### 第17 成果品（著作権等）の帰属等

本事業により取得した著作権は、支出負担行為担当官が承継するものとする。

#### 第18 その他

不明な点については、第19の応募・照会窓口までお問い合わせ願いたい。

#### 第19 応募・照会窓口

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課产学連携室研究拠点班

（本館6階、ドア番号「本675」）

電話：03（3502）5530（内線5894）

FAX：03（3593）2209

担当：井原、堅田、坂上

※受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）

※受付時間：10:00～17:00

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

応募に係る説明会出席届

平成27年度知の集積による产学連携推進事業のうち攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業（「知」の集積と活用の場の試行・実証）に係る説明会への出席を希望します。

なお、説明会の出席等に関する当社の担当者は、下記のとおりです。

記

- 担当者  
所属・役職  
担当者氏名  
(※2名以上出席する場合は他○名と記載すること。)  
電話番号  
FAX番号

(別紙様式第2号)

平成 年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

### 企画競争参加表明書

平成27年度知の集積による产学連携推進事業のうち攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業（「知」の集積と活用の場の試行・実証）の企画競争に参加することを表明します。

○ 担当者

所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX番号

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画書の提出をもって誓約します。

(別紙様式第4号)

平成27年度知の集積による产学連携推進事業のうち攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業（「知」の集積と活用の場の試行・実証）

区分	予算額	備考
1 セミナー及びワークシヨップの開催等	円 ○○○費 ○○○費	△△△円 △△△円
2 協議会の運営等に関する調査		○○○費 ○○○費 △△△円 △△△円
3 ホームページの作成		○○○費 ○○○費 △△△円 △△△円
4 一般管理費		別添1 「委託経費の対象となる経費」1の(4)の事業費に掲げる経費の15%以内
5 消費税等相当額		区分1～4の費目のうち非(不)課税、免税取引となる経費の8%を計上
6 再委託費		事業者名：○○○ 業務内容：□□□
計		

- (注) • 1～3の備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠となる費目を記載すること。  
 記載する費目については別添1「委託経費の対象となる経費」1直接経費の費目とする。
- 人件費の算定については別添2「委託事業における人件費の算定方法等の適正化について」を参照すること。また、根拠となる資料を添付すること。
  - 再委託をする場合は、再委託先の内訳を5に明記すること。
  - 必要に応じて、関係資料を添付すること。

(別紙様式第5号)

平成 年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

契 約 候 補 辞 退 届

平成27年度知の集積による产学連携推進事業のうち攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業（「知」の集積と活用の場の試行・実証）に関する契約候補について、○○○○の理由により、辞退します。